

## 吸収分割に係る事前開示書面

2024年9月27日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社エムティーアイ  
代表取締役 前多 俊宏



当社は、クライムファクトリー株式会社（以下「クライムファクトリー」といいます。）に対し、当社の CLIMB Factory 事業に関する権利義務を承継させることに致しました（以下「本吸収分割」といいます。）。

会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第 183 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1. 吸収分割契約書の内容

別紙のとおりです。

### 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

クライムファクトリーは本吸収分割に際し、当社に対して金 553 万円を交付いたします。本吸収分割は、完全支配関係にない当事会社間における吸収分割であることから、金銭を対価とすることが相当であると判断しております。また、本吸収分割においてクライムファクトリーが当社に交付する金銭の額は、クライムファクトリー及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

### 3. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 吸収分割承継会社（クライムファクトリー）に関する事項

#### （1）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙のとおりです。

#### （2）吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### （3）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 5. 吸収分割会社に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及びクライムファクトリーの資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及びクライムファクトリーの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておられません。

したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

クライムファクトリー株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社エムティーアイ（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲及び乙は、乙のCLIMB Factory 事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、乙から甲に承継させるため、本契約に定めるところに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

### 第2条（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

#### （1）甲（吸収分割承継会社）

商号：クライムファクトリー株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー18階

#### （2）乙（吸収分割会社）

商号：株式会社エムティーアイ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

### 第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、本吸収分割に際して、別紙「承継権利義務明細表」に記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を乙から承継する。
2. 甲が乙から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭）

甲は本吸収分割に際し、乙に対して金553万円を交付する。

### 第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は令和6年11月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（分割承認株主総会等）

1. 甲は、効力発生日前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議を行う。
2. 乙は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

### 第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（競業禁止義務）

乙は、効力発生日以後においても、本事業に関し、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月19日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー18階  
クライムファクトリー株式会社  
代表取締役 柴田 潤



乙：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社エムティーアイ  
代表取締役 前多 俊宏



「承継権利義務明細表」

甲は、本吸収分割により、効力発生日（本契約第5条に定める日）現在の本事業に関する以下の資産、債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を乙から承継するものとする。ただし、売掛金・買掛金・未払金は承継対象に含まないものとする。

1. 資産

本事業に係る資産

2. 債務

本事業に係る債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

乙が締結している本事業に係る契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した権利義務

4. 雇用契約

乙が締結している本事業に係る以下の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した権利義務（但し、効力発生日までに退職した従業員との雇用契約は除くものとする。）

氏名
秋田 政輝
川田 里奈
永田 健治

5. 許認可等

法令上承継可能な本事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等

以上

東京都渋谷区恵比寿4-20-3  
恵比寿ガーデンプレイスタワー18階  
クライムファクトリー株式会社  
代表取締役 柴田 潤

設立時貸借対照表  
2024年8月14日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	5,000,000	株主資本	5,000,000
現金及び預金	5,000,000	資本金	5,000,000
資産合計	5,000,000	純資産合計	5,000,000